

第160回定時株主総会資料

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

【事業報告】

- （ご参考）コーポレート・ガバナンスの状況
- 主要な事業内容
- 主要な事業所等
- 従業員の状況
- 主要な借入先及び借入額
- 会社の株式に関する事項
- 会社の新株予約権等に関する事項
- 責任限定契約の内容の概要
- 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 社外役員に関する事項
- 会計監査人に関する事項
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- 会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- 連結持分変動計算書
- 連結注記表
- （ご参考）連結包括利益計算書
- （ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書

【計算書類】

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

【監査報告】

- 計算書類に係る会計監査報告

● (ご参考) コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

帝人グループでは、コーポレート・ガバナンスの仕組みは、その時点で会社の目的達成に最適と思われる仕組みを採用することとしています。従って、社会環境・法的環境の変化に伴い適宜見直すこととしています。

当社は監査等委員会設置会社を採用し、取締役会から執行への権限委譲を拡大することで、経営に関する意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会における中長期経営戦略等の経営上の重要課題に対する議論を一層充実させ、また、監査等を担う監査等委員が取締役として取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化します。

(2) 現状の体制の概要

1) 取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、帝人グループ全体の経営方針、全体計画等の重要事項について審議し決定又は承認するとともに、取締役の職務執行を監督しています。

意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を目的に、定款において取締役の定数を12名以内とし、そのうち監査等委員である取締役は5名以内と定め、適切な権限委譲のもとで執行役員制度を導入しています。また、原則として取締役総数の半数以上を社外取締役とすることとしています。2026年3月31日現在、当社の取締役会は10名（うち4名は女性）で構成し、当社の定める独立取締役の要件を満たす社外取締役は6名です。なお、監査等委員でない取締役は6名、うち独立社外取締役は3名で構成し、任期は定款で1年と定めています。一方、監査等委員である取締役は4名、うち独立社外取締役は3名で構成し、任期は定款で2年と定めています。

監視・監督と業務執行の分離の一環として、取締役会の議長は監査等委員でない社外取締役から選定することとしています。

2) 監査等委員会

監査等委員会は、法律や財務・会計等の専門性を有する監査等委員で構成されており、専門的知見に基づき取締役の職務の執行を監査しています。2026年3月31日現在、当社の監査等委員会は4名（うち3名は女性）の監査等委員である取締役で構成され、当社の定める独立取締役の要件を満たす監査等委員である社外取締役は過半数の3名であり、社外取締役が委員長を務めています。また、グループ全体の監視・監査の実効性を高めるため、当社の監査等委員とグループ会社の監査役等で構成するグループ監査役会を定期的に開催しています。なお、監査等委員会の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設置し、2026年3月31日現在、専任スタッフ6名を配置しています。

3) 指名諮問委員会・報酬諮問委員会

役員人事、報酬に関して一層の透明性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。それぞれの諮問委員会では、下記の事項を審議し、取締役会への提案、提言を行っています。

(a) 指名諮問委員会

- (i) CEOの交代及び後任者の推薦
- (ii) 代表取締役の選定・退任・解職
- (iii) 監査等委員でない取締役（会長を含みます）の選任・退任・解任
- (iv) 監査等委員である取締役の選任・退任・解任
- (v) 経営役員^{*}の人事（選任・退任・解任、昇格・降格）、シニア・アドバイザーの委嘱・解嘱に関する事項
- (vi) 社外取締役の独立性基準に関する事項
- (vii) CEOの後任候補者の選定及びCEOによる後任候補者の育成計画、進捗状況のレビュー
- (viii) 役員関連規則（報酬関連を除きます）に関する事項

※経営役員：帝人グループ全体の経営戦略等の審議に必要不可欠なコアメンバーとなる帝人グループ執行役員

(b) 報酬諮問委員会

- (i) 取締役、経営役員、シニア・アドバイザー（以下、「帝人グループ役員」といいます）の報酬制度に関する事項
- (ii) 帝人グループ役員の報酬水準に関する事項
- (iii) 監査等委員でない社内取締役（CEOを含みます）及び経営役員の業績評価と報酬額に関する事項
- (iv) 役員関連規則（報酬関連）に関する事項

両委員会は、監査等委員でない社外取締役全員、会長及びCEO（会長空席の場合は、監査等委員でない社外取締役全員及びCEO）で構成します。各委員会の委員長は、監査等委員でない社外取締役から選定するものとし、委員長が各委員会の議長となります。なお、CEOに関する案件については、利害関係者であるCEOは原則として決定メンバーに入りません。また、会長に関する案件については、利害関係者である会長は原則として決定メンバーに入りません。

4) 内部監査の状況

内部監査体制については、当社にCEO直属の内部監査組織として「経営監査部」を設置し、グループ・グローバル横断的に「内部統制の有効性・効率性評価等」の監査を実施しています。なお、上場子会社等一部では、個別に内部監査組織を設置しています。2026年3月31日現在、帝人グループの内部監査人は20名（上場子会社の該当者を除きます）となっています。

5) 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の状況は以下のとおりです。（（ ）内は所属する監査法人、継続監査年数）

谷尋史（有限責任 あずさ監査法人、2年）、上原義弘（有限責任 あずさ監査法人、5年）、岩崎宏明（有限責任 あずさ監査法人、5年）

監査業務に係る補助者の状況は以下のとおりです。

公認会計士27名、その他70名、計97名

6) トータル・リスクマネジメント (リスクの統合管理)

リスクマネジメントは、コンプライアンスとともに、内部統制を支える要と位置付け、帝人グループの経営全般をカバーする総合的な体制としてトータル・リスクマネジメント (TRM) 体制を構築しています。当社取締役会は、帝人グループ全体のリスクマネジメントを監督し、経営戦略・経営計画策定、戦略的なアクション、個別投資プロジェクトの決定等に伴う「経営戦略リスク」と、会社に悪影響をもたらす様々な有害事象である「業務運営リスク」のアセスメントを、意思決定を行うに際しての重要な判断材料として位置付けています。「経営戦略リスク」については、CEOが議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議する「グループ経営戦略会議」において、帝人グループの経営戦略上の重要な取り組み及びリスク対応の推進を行っています。また、「業務運営リスク」についてはサステナビリティ管掌が担当するものとし、CEOの下に設置する「リスクマネジメント・コミティー」において、業務運営リスクマネジメントに関する方針の検討及びこの方針に基づく取り組みの推進・進捗管理を行っています。

(3) 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の一層の実効性確保及び機能向上を目的として、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を年に1回実施しています。2025年度における取締役会の実効性評価の方法及び結果の概要は以下のとおりです。

1) 分析及び評価の方法

- (a) 2025年度の実効性評価においても、取締役会で議論すべき経営課題の深掘りと、その解決に向けた具体的なアクションプランの策定につなげることを目的に、独立した第三者評価機関を起用しました。同機関は、全取締役を対象としたアンケート調査に加え約1時間の個別インタビュー、取締役会事務局との面談、さらには取締役会議事録の閲覧を通じて当社取締役会の実効性の評価を行い、課題を抽出しました。この結果を踏まえ、取締役会にて実効性及び取り組むべき課題・改善策について議論しました。
- (b) アンケートは以下の10領域で構成され、合計56の質問に対して、5段階評価と自由記述コメントで回答する形式です。
 - (i) 取締役会全体
 - (ii) 構成
 - (iii) 事前準備等
 - (iv) 運営
 - (v) 審議
 - (vi) 指名諮問委員会
 - (vii) 報酬諮問委員会
 - (viii) 執行のモニタリング
 - (ix) 自己評価
 - (x) その他

2) 取締役会の実効性評価結果の概要

(a) 総括

前記のプロセスによる取締役会の実効性評価の結果、当社の現行のコーポレート・ガバナンス体制及び運用に問題はなく、取締役会は全体として適切に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。また、監査等委員会設置会社への移行が適切に行われ、取締役会議長の強いリーダーシップによる自由闊達な議論の促進や監査等委員会・指名諮問委員会・報酬諮問委員会の各委員長による情報連携の努力が確認される等、モニタリングボードを志向した取り組みが着々と進められていることが確認されました。

一方で、モニタリングボードの実現に向けて必要な議論・取り組みが残っていることも確認されました。

(b) 取締役会の更なる実効性向上のために2025年度に取り組んだ実績

(*印の項目は2024年度の実効性評価における課題への対応となります)

(i) 監査等委員会設置会社への移行

経営に関する意思決定の迅速化、取締役会における経営上の重要課題に対する議論の一層の充実及び取締役会の監督機能の一層の強化を目的に、2025年6月に監査等委員会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

(ii) 重要課題の議論深化*

期初に重要課題を抽出・優先順位付けし、検討ポイントを整理し、年間アジェンダ・スケジュールを策定して議論を深めました。

(iii) 協議・情報共有機会の確保

取締役会とは別に取締役による定例会合を設定し、方向性協議や情報共有を実施することで、取締役会における審議の前提となる情報や考え方の共有を促進しました。

(iv) 監査等委員会からの定期活動報告

2か月に1回、監査等委員会の活動を取締役に報告する仕組みを導入し、重要な監査関連情報の早期共有による取締役会の監督機能強化を図りました。

(v) 経営執行体制の再整備と機能向上*

コーポレート機能が、グループ会社の同機能とグローバルに連携する各種取り組みを強化しました。また、新中期経営計画の達成に向けて事業領域ごとに最適化を目指す「所管」の設置を決定しました。

(vi) 経営人財の育成（専門性強化・次世代の育成）*

デジタル・情報システム管掌を新設し、専門性の高い外部人財を採用しました。また、社外取締役が次世代経営チーム育成プログラムにも参画しました。

3) 2025年度の実効性評価にて認識された課題と今後の取り組み

2025年度に実施した取締役会の実効性評価を踏まえ、取締役会で議論した結果、2026年度においては以下の課題への取り組みを一層推進していくこととしました。

(a) モニタリングボード化を踏まえた重要審議課題設定と審議の実効性向上

- 年間アジェンダ設定と経営環境変化に応じた適宜見直し
- 取締役会での議論・意思決定の質を高める前提となる事前提供情報の充実化と論点整理
- 取締役会から執行への権限委譲の拡大による適切な役割分担の確立

- (b) グループ連結経営の実効性を向上させるための体制整備の監督
以下の検討・実行状況を監督
- 重要リスクの把握・管理に重要な役割を担う第2線（リスク管理・コンプライアンス等）によるモニタリング・支援・助言機能の強化
 - グローバルな内部監査体制強化に向けた検討の加速と、これを踏まえた組織体制・監査手法、マニュアル、人財配置・教育等の基盤整備
- (c) 新中期経営計画の進捗・前提に対する適切なフォローアップの実施
- 新中期経営計画のマイルストーンや想定した前提条件に対するモニタリング
 - 経営環境変化や計画からの乖離が生じた際には、適時に課題を設定し、執行側による対応策の検討・実行状況を監督
- (d) 取締役会・監査等委員会による監督に資する情報提供の充実
- 事業責任者/機能責任者と取締役との間での重要業務執行についての直接討議機会の拡充
 - 監査等委員会、指名諮問委員会、報酬諮問委員会間の情報共有の充実化
 - コーポレート・セクレタリーを設置し、社外取締役への情報提供、連絡・調整・活動支援体制の強化

当社は上記の課題への取り組みを通じて、取締役会の実効性を向上させ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

●主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

区分	分野	主要製品・事業内容
マテリアル	アラミド	パラ系アラミド繊維、メタ系アラミド繊維
	樹脂	ポリカーボネート樹脂、ポリカーボネート樹脂シート・フィルム、成形品、PET・PEN・PBN樹脂、PPS樹脂、難燃剤
	炭素繊維	炭素繊維、耐炎繊維、炭素繊維中間材料（プリプレグ等）
	複合成形材料	自動車向け複合材料成形部品
繊維・製品	衣料繊維	繊維原料、テキスタイル、衣料製品、雑貨
	産業資材	ポリエステル原糸・原綿、不織布、車輻資材、工業資材、土木・建築資材、テント・重布、樹脂・フィルム、生活製品、人工皮革
ヘルスケア	医薬品	医療用医薬品：2型糖尿病治療剤、骨粗鬆症治療剤、高尿酸血症・痛風治療剤、気道潤滑去痰剤、先端巨大症及び下垂体性巨人症治療剤、A型ボツリヌス毒素製剤、副甲状腺機能低下症治療剤
	在宅医療機器	在宅医療サービス：在宅酸素療法（HOT）用酸素濃縮装置、在宅持続陽圧呼吸療法（CPAP）治療器、二相式気道陽圧ユニット、超音波骨折治療器
その他	その他	リチウムイオンバッテリー用セパレータ、高機能メンブレン、吸収性骨接合材等の埋込医療機器、再生医療等製品等

(注) PET（ポリエチレンテレフタレート）、PEN（ポリエチレンナフタレート）、PBN（ポリブチレンナフタレート）、PPS（ポリフェニレンサルファイド）

●主要な事業所等

(2026年3月31日現在)

区 分	機 能	所 在 地		
当 社	本 社	大阪府、東京都		
マ テ リ ア ル	アラミド	生産拠点	愛媛県、山口県 オランダ、タイ	
		営業拠点	東京都、大阪府 オランダ、ドイツ、インド、タイ、中国、米国、メキシコ、ブラジル	
			研究拠点	愛媛県、山口県 オランダ、ドイツ
		樹脂	生産拠点	広島県、愛媛県 タイ、中国
			営業拠点	東京都、大阪府、愛知県 オランダ、マレーシア、タイ、中国、台湾、米国
				研究拠点
	炭素繊維		生産拠点	静岡県、岐阜県 ドイツ、ベトナム、米国
		営業拠点	東京都 ドイツ、ベトナム、中国、台湾、米国	
			研究拠点	静岡県 ドイツ、米国
		複合成形材料	生産拠点	愛媛県、岐阜県 ポルトガル、チェコ、ドイツ
			営業拠点	東京都 ポルトガル、チェコ
				研究拠点

区 分	機 能	所 在 地
繊維・製品	生産拠点	愛媛県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、山口県、島根県、福岡県
		中国、タイ、ベトナム、ドイツ、ハンガリー
	営業拠点	大阪府、東京都、愛知県、新潟県、福井県
		米国、ドイツ、中国、タイ、ベトナム、ミャンマー、インドネシア、メキシコ、インド、台湾、フィリピン、 Bangladesh
研究拠点	愛媛県	
	中国、タイ	
ヘルスケア	生産拠点	山口県
		中国
	営業拠点	日本全国10支店・86営業所
研究拠点	東京都、山口県	
その他	生産拠点	愛媛県、山口県、愛知県、兵庫県、千葉県
		韓国
	営業拠点	東京都、大阪府、愛知県、兵庫県
		韓国、中国
研究拠点	愛媛県、山口県、東京都、愛知県、兵庫県、千葉県	
	オランダ	

(注) 当社は本社機能を記載し、生産、営業及び研究拠点は各事業に記載しています。

●従業員の状態

セグメント	第159期 (前期) (2025年3月31日現在)	第160期 (当期) (2026年3月31日現在)	増減
マテリアル	9,497名	5,060名	△4,437名
繊維・製品	5,724	5,809	+85
ヘルスケア	2,634	2,723	+89
その他	2,424	2,097	△327
計	20,279	15,689	△4,590

(注1) 上記の人数は、各事業セグメントでの就業人員となっています。

(注2) 上記の従業員数には、臨時従業員（第159期は1,748名、第160期は1,439名）を含んでいません。

●主要な借入先及び借入額

(2026年3月31日現在)

主要な借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	35,881
株式会社みずほ銀行	21,364
株式会社国際協力銀行	15,189

(注1) 借入金残高には借入先の海外現地法人銀行からの借入を含みます。

(注2) 上記のほか、主要な借入としてシンジケートローンによる借入金残高が79,800百万円あります。

●**会社の株式に関する事項**（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 600,000,000株

(2) 発行済株式の総数 197,953,707株

(3) 株主数 80,461名

(4) **大株主の状況（上位10名）**

株 主 名		当社への出資状況	
		持株数（株）	持株比率（%）
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,667,500	15.37
2	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	13,278,158	6.88
3	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,082,600	4.70
4	MLI FOR SEGREGATED PB CLIENT	8,770,100	4.54
5	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	7,292,425	3.78
6	日本生命保険相互会社	7,045,501	3.65
7	帝人従業員持株会	6,169,970	3.19
8	JP JPMSE LUX RE CITIGROUP GLOBAL MARKETS L EQ CO	5,347,632	2.77
9	JPMSPLC CLIENT ASSETS SK JPY	5,134,200	2.66
10	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	3,939,141	2.04

(注1) 持株比率は、自己株式（5,037,805株）を控除して計算しています。

(注2) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てています。

(5) **2025年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

(a) 譲渡制限付株式報酬

2025年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
執行役員を兼務する社内取締役	当社普通株式 18,083株	3名

(注1) 執行役員を兼務しない社内取締役、社外取締役、監査等委員である取締役及び監査役には上記株式報酬を交付していません。

(注2) 前記株式の種類及び数欄に記載の当社普通株式数には、2025年6月25日開催第159回定時株主総会において監査等委員でない取締役に選任された中原雄司氏の、同取締役就任前における帝人グループ執行役員としての職務執行期間（2024年10月から2025年3月まで）に対応する株式報酬（1,480株）が含まれています。

(b) 業績連動型株式報酬

2025年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
執行役員を兼務する社内取締役	当社普通株式 16,870株	3名

(注1) 執行役員を兼務しない社内取締役、社外取締役、監査等委員である取締役及び監査役には上記株式報酬を交付していません。

(注2) 2026年7月に交付する予定の2024年度及び2025年度の職務執行分に対応する業績連動型株式報酬に関しては、2026年6月19日開催予定の定時株主総会の直後に開催される取締役会において決議される予定であるため、含まれておりません。

●会社の新株予約権等に関する事項

(1) 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の概要

1) 新株予約権の個数

毎年定時株主総会開催日以降1年間に取締役割り当てる新株予約権は、200個を上限とします。

2) 新株予約権の払込金額

ブラック・ショールズ・モデルにより、割当日の終値を用いて算定される新株予約権の公正価値とします。

3) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます）は200株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合その他調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的に調整されます。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込む金銭の額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日から20年間とします。

6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要します。

7) 新株予約権の主な取得条項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

8) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社、当社子会社及び当社関連会社のいずれの取締役の地位をも喪失したとき以降、その日から5年間に限り新株予約権を行使することができます。

9) その他新株予約権の細目（上記1)から8)におけるその他の事項を含みます）

取締役会決議により定めます。

(2) 職務執行の対価として交付した2025年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の概要

回次 (発行日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類及び数	発行価額 (1株あたり)	行使価額 (1株あたり)	権利行使期間
第15回新株予約権 (2017年3月17日)	7個	普通株式 1,400株	1,955円	1円	2017年3月17日から 2037年3月16日まで
第16回新株予約権 (2018年3月16日)	32個	普通株式 6,400株	1,732円	1円	2018年3月16日から 2038年3月15日まで
第17回新株予約権 (2019年3月18日)	59個	普通株式 11,800株	1,627円	1円	2019年3月18日から 2039年3月17日まで
第18回新株予約権 (2020年3月16日)	83個	普通株式 16,600株	1,138円	1円	2020年3月16日から 2040年3月15日まで
第19回新株予約権 (2021年3月15日)	154個	普通株式 30,800株	1,725円	1円	2021年3月15日から 2041年3月14日まで

上記のうち当社取締役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

(2026年3月31日現在)

回次	取締役	
	個数	保有者数
第16回新株予約権	16個	2名
第17回新株予約権	20個	2名
第18回新株予約権	16個	2名
第19回新株予約権	26個	2名

(注) 監査等委員でない社外取締役、監査等委員である取締役は新株予約権を保有していません。

●責任限定契約の内容の概要

取締役である津谷正明、楠瀬玲子、前田東一、鳥居知子、辻幸一、南多美枝、竹岡八重子の7氏と当社は、各々責任限度額を2千万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しています。

なお、2026年2月2日をもって取締役を辞任した嶋井正典氏とも、同様の責任限定契約を締結していました。

●役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び執行役員並びに帝人ファーマ株式会社の取締役及び監査役です。被保険者が、その職務の執行（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。なお、保険料は、当社及び帝人ファーマ株式会社が全額負担しております。

●社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況

(2026年3月31日現在)

区分	氏名	重要な兼職の状況
取締役	津谷 正明	株式会社ブリヂストン エクスターナル・アドバイザー
	楠瀬 玲子	株式会社NIPPO 社外取締役 文化シャッター株式会社 社外取締役
	前田 東一	株式会社キッツ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	辻 幸一	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 社外取締役 丸一鋼管株式会社 社外取締役
	南 多美枝	—
	竹岡 八重子	光和総合法律事務所 弁護士 大和リビング株式会社 社外監査役

(注) 上記各社外役員が役員等を兼務する他の各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 2025年度における主な活動状況

区分	氏名	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会・監査役会・監査等委員会の出席状況
取締役	津谷 正明	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、取締役会議長を務めて取締役会の運営を主導するとともに、経営の方向性や重点施策の妥当性、重要な経営判断における健全性・慎重性、企業の持続的成長を支える基盤整備等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、企業経営者としての知見を踏まえて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。 また、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員として取締役等の選任、CEO後継候補者の育成計画、役員報酬制度の見直し、CEOを含む取締役等の業績評価等に関し、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしています。 	取締役会 13/13回 100%
	楠瀬 玲子	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、資本規律・株主価値、事業運営の実効性・競争力確保、ガバナンス・リスク管理等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、企業変革やCFOの経験を踏まえて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。 また、報酬諮問委員会委員長として、役員報酬制度の見直しやCEOを含む取締役等の業績評価等に関する議論を主導するとともに、指名諮問委員会委員として、取締役等の選任、CEO後継候補者の育成計画等に関し、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしています。 	取締役会 13/13回 100%

区分	氏名	発言状況及び社外役員に期待される役割に関して 行った職務の概要	取締役会・ 監査役会・ 監査等委員会の 出席状況
取締役	前田 東一	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、事業再構築・計画実効性、投資規律・説明責任、ガバナンス・オペレーショナルリスク等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、企業経営者としての知見を踏まえて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。 また、指名諮問委員会委員長として議題設定や取締役等の選任、CEO後継候補者の育成計画等に関する議論を主導するとともに、報酬諮問委員会委員として役員報酬制度の見直し、CEOを含む取締役等の業績評価等に関し、客観的・中立的な立場で監督機能を果たしています。 	取締役会 9/9回 100%
取締役 (監査等委員)	辻 幸一	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、公認会計士としての専門的な知見や豊富な社外役員経験を踏まえ、財務規律や会計面での適切性、経営リスクマネジメント等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。 また、監査等委員会委員長として監査等委員会の運営を主導するとともに、企業会計や内部監査を含むガバナンス及びリスクマネジメントに関し適宜必要な発言を行い、当社重要事項の意思決定や業務執行の監査・監督において役割を果たしています。 	取締役会 13/13回 100% 監査役会 3/3回 100% 監査等委員会 13/13回 100%
	南 多美枝	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、グローバルに複数事業をオペレーションする企業での経験を踏まえ、競争優位性を含む成長戦略や組織運営等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。 また、監査等委員会においては、経営体制の効率化やグローバル・グループガバナンスに関し適宜必要な発言を行い、取締役の職務執行の監査において役割を果たしています。 	取締役会 12/13回 92% 監査等委員会 13/13回 100%
	竹岡 八重子	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会においては、弁護士として長年培った知的財産権やコンプライアンスをはじめとする企業法務全般に関する高い専門性と豊富な社外役員経験を踏まえ、技術戦略や事業ポートフォリオ等の観点から積極的に意見、監督、助言を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしています。 また、監査等委員会においては、内部統制体制の強化を含む組織監査体制の充実化やコンプライアンスに関する発言を適宜行い、取締役の職務執行の監査において役割を果たしています。 	取締役会 9/9回 100% 監査等委員会 13/13回 100%

(注) 当社は、2025年6月25日開催第159回定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しております。移行に伴い、辻幸一氏は、同日付で監査役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。

●会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

内 容	金額
1) 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	216
2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	323

(注1) 1) の報酬等の額については、当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額を明確に区分していないため、その合計額を記載しています。

(注2) 当社の重要な子会社のうちテイジン・アラミド・ビー・ブイを含む14社は、会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注3) 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の「会計アドバイザリー業務など」について対価を支払っています。

(注4) 監査等委員会は、当社の規模・特性を踏まえた上、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第3項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、上記の場合のほか、監査等委員会は、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が会計監査人に生じたと認められるときは解任に関する株主総会に提出する議案の内容を、また会計監査人の独立性・信頼性や職務の執行状況等を勘案してその変更が必要であると認められるときは不再任に関する株主総会に提出する議案の内容を、それぞれ決定します。

●業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、2026年3月31日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」に関する決議を行いました。決議の内容については、以下のとおりです。

1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」においてコンプライアンスの基本原則を設け、その中に次を定めています。企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、この認識に基づき、社会規範・倫理として法令などを厳守し、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ります。
- (b) この基本原則を実践するため、当社は、帝人グループの理念体系、行動規範及びグループ企業倫理規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築します。当社の代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、法令、定款及び社会規範・倫理の遵守を率先して垂範するとともに、当社及び子会社の役員及び使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行います。
- (c) 帝人グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・対処のため、コンプライアンスの責任者としてサステナビリティ管掌を任命します。
- (d) 当社及び子会社の役員及び使用人は、帝人グループ各社における法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、グループ企業倫理規程等に従って所属会社又は当社に報告するものとします。サステナビリティ管掌は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役社長執行役員（CEO）と協議の上必要と認める場合適切な対策を決定します。
- (e) 当社及び子会社の違反行為や疑義のある行為等を役員、使用人及び取引先が直接通報できる手段を確保するものとし、その一つとして当社及び子会社の役員及び使用人が社外の弁護士等に直接通報できる各種通報・相談窓口を設置し運営します。この場合、通報者の承諾がない限り通報者の氏名を開示しないこと（匿名性の保障）と通報者に不利益がないことを確保します。さらに、重要な通報については、その内容と会社の対処状況・結果について適切に当社及び子会社の役員及び使用人に開示し、周知徹底します。
- (f) 当社及び子会社の取締役は、監査等委員会から職務の執行について監視・監査を受け、監査等委員会から助言・勧告があったときは、これを尊重します。
- (g) CEOが直轄する経営監査部を置き、経営監査部は、CEOの指示に基づき帝人グループの業務執行状況の内部監査を行い、内部統制の整備状況の評価及び改善提案を行います。監査等委員会は、経営監査部から監査結果等の報告を受け、必要に応じて経営監査部に対し、調査実施の指示を行うことができます。CEOと監査等委員会の指示に利害対立が生じる場合には、監査等委員会の指示を優先します。
- (h) 帝人グループは、特定株主からの利益供与要求や暴力団の民事介入暴力等に見られる反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、その介入を一切許しません。反社会的勢力対

応の責任者として、サステナビリティ管掌を任命します。サステナビリティ管掌は、対応方針等を制定し、当社及び子会社の役員及び使用人に周知徹底します。

- (i) 当社の取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、原則として取締役総数の半数以上を社外取締役とします。当該社外取締役は、当社が定める独立性要件を満たすものとし、その独立性要件は、取締役会が決定する独立取締役規則により定めます。

2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」に定めるトータル・リスクマネジメント（TRM）の基本原則に基づき、当社は、帝人グループの企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、以下のトータル・リスクマネジメント体制の実践的運用を行います。
- (b) 当社の取締役会は、帝人グループ全体のリスクマネジメントを監督し、経営戦略・経営計画策定、戦略的なアクション、個別投資プロジェクトの決定等に伴う「経営戦略リスク」と、会社に悪影響をもたらす様々な有害事象である「業務運営リスク」のアセスメントを、意思決定を行うに際しての重要な判断材料として位置付けます。
- (c) 経営戦略リスクについては、CEOが議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議する「グループ経営戦略会議」において、取り組みの推進を行います。
- (d) 業務運営リスクについては、サステナビリティ管掌が担当するものとし、CEOの下に設置する「リスクマネジメント・コミティー」において、同リスクのマネジメントに関する方針の検討、及びこの方針に基づく取り組みの推進・進捗管理を行います。
- (e) サステナビリティ管掌は、帝人グループの以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備します。
 - (i) 地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - (ii) 役員及び使用人の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - (iii) 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - (iv) 知的財産の毀損や技術流出により重大な損害を被るリスク
 - (v) その他、当社の取締役会が極めて重大と判断するリスク

3) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、業務の効率性を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程として整備します。これらの規程は、法令の制定改廃・職務遂行の効率化の必要性がある場合は、随時見直すものとし、随時見直すものとします。
- (b) 当社の取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせ、随時見直すものとします。
- (c) 当社の代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に委任された事項については、グループ組織規程、グループ責任・権限規程、その他の帝人グループの社内規程に定める機関又は手続により必要な決定を行います。これらの規程は、法令の制定改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとし、随時見直すものとします。

- (d) 当社の取締役会は、帝人グループの基幹組織を構築し、効率的な運営と監視・監督の体制の整備を行います。
- (e) 当社は、グループ中期経営計画を策定し、この具体化のため、毎事業年度に短期計画を策定し、グループ全体の重点経営目標及び予算を策定し、この進捗確認を行います。

4) 帝人グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社は、帝人グループとしての業務の適正を確保するために必要な、グループとしての規範、規則をグループ規程として整備します。帝人グループ会社は、グループ規程に基づき、各社の規程を整備し、重要事項の決定に際しては、会議体による審議等適切なプロセスを経ます。
- (b) 当社は、グループ責任・権限規程やグループリスクマネジメント規程等の規程に基づき、帝人グループ会社の重要事項について、当社グループ経営戦略会議等で審議を行うとともに、帝人グループ会社に対し報告を義務付けます。
- (c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、帝人グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導します。
- (d) 当社の経営監査部は、帝人グループにおける内部監査を実施又は統括し、帝人グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会、監査等委員会等の所定の機関に報告されなければなりません。
- (e) 当社の監査等委員会は、自ら又はグループ監査役会（原則として監査等委員、グループ会社の常勤監査役並びに監査等委員会室員及び経営監査部長により構成します）を通じて帝人グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人との連携体制及び経営監査部からの報告体制を構築します。
- (f) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、グループ財務報告内部統制規程を制定し、帝人グループにおける財務報告に係る全社的な内部統制及び個別業務プロセスの統制システムを整備するとともに、適正かつ有効な運用及び評価を行います。

5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役は、その職務執行に係る以下の文書（電磁的記録を含みます。以下同じです。）その他の重要な情報を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理します。
 - (i) 株主総会議事録及び関連資料
 - (ii) 取締役会議事録及び関連資料
 - (iii) 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
 - (iv) 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - (v) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
- (b) CEOは、前号所定の文書及び情報の保存及び管理を監視・監督する責任者（統制監視責任者）となります。
- (c) 法務部長は、統制監視責任者を補佐し、上記(a)号所定の文書及び情報の保存及び管理について帝人グループを指導します。

- (d) 上記(a)号所定の文書は少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。
- (e) 上記体制を維持管理するため、「グループ取締役職務情報規程」を制定し、必要に応じて改定します。

6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき組織として、監査等委員会室を置きます。監査等委員会室員は、監査等委員会の運営を補助する監査等委員会事務局担当と、監査等委員による経営監査を補助する事業監査担当で構成します。監査等委員会事務局担当は専任者を原則2名以上配置することとし、そのうち少なくとも1名は計数的な知見を十分に有する使用人となります。
- (b) 監査等委員会室員は、監査等委員会の指示に従いその職務を行います。また、監査等委員会室は、グループ監査役会の事務局にあたります。監査等委員会室員は、帝人グループ会社の監査役を兼務することができるものとしませんが、帝人グループ会社の業務の執行に係る役職を兼務しないものとしします。
- (c) 監査等委員会室員の独立性を確保するため、室員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の決議により定めた監査等委員の事前の同意を要するものとしします。また、監査等委員会室員の人事考課については、原則として、監査等委員会の決議により定めた監査等委員が行うものとしします。

7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (a) 当社の常勤監査等委員は、取締役会のほかグループ経営戦略会議等の当社の重要な会議体及び主要な子会社の重要な会議体に出席します。
- (b) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する事業、機能及び子会社に関する業務の執行状況の報告を行います。
- (c) 当社及び子会社の役員・使用人は、以下に定める事項（ホットラインへの通報・相談があったものを含みます）について、発見次第速やかに当社の監査等委員会に対し報告を行います。
 - (i) 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (ii) 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (iii) 内外へESH（環境、安全、衛生）又はPL（製造物責任）に関する重大な被害を与えたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (iv) グループ企業倫理規程その他の社内規程の違反で重大なもの
 - (v) その他上記各款に準じる事項
- (d) 当社及び子会社の役員及び使用人は、自ら必要と判断した場合、又は当社の監査等委員会の求めがあった場合、担当する事業、機能及び子会社に関する報告を行うとともに、当社の監査等委員会による調査に協力します。

8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

- (a) 帝人グループは、グループ企業倫理規程において、違法行為や倫理違反行為等を報告・通報したことを理由に不利益な取り扱いを行わないことを定め、監査等委員会へ報告を行なった役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止します。

9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続に係る方針

- (a) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限り）に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じます。

10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員会の独立性を確保するとともに、監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断する要請を行います。
- (b) 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行います。
- (c) 監査等委員会は、当社の監査等委員会及び子会社の監査役が独自の意見形成を行うために、外部法律事務所と顧問契約を締結します。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用します。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に沿った当社の内部統制システムの2025年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

1) 法令遵守に関する運用状況

当社は、コンプライアンスの基本原則を定めた帝人グループ「コーポレート・ガバナンスガイド」やその基本原則を実践するための関連規程を社内イントラネットに掲載するとともに、毎年10月を企業倫理月間に定め、社内研修を開催する等、コンプライアンスの周知徹底を図っています。また、重要な意思決定にあたっては、関連する専門部署による確認を行うことで、法令等違反の防止に努めています。

当社は、人事・総務／サステナビリティ管掌（現サステナビリティ管掌。以下同じです。）の下にコンプライアンス推進組織を設置し、帝人グループ横断的に問題を把握し、対処に努めています。また、人事・総務／サステナビリティ管掌は、当社及び子会社の役員及び使用人から報告されたコンプライアンス上の重要な課題について、違反行為の報告や対応に関するルールを定めたグループ企業倫理規程等に基づき適切に対応し、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告しています。

当社は、匿名で通報が可能なコンプライアンス・ホットライン等の内部通報制度を設け、国内外グループ会社からの相談に対し、通報者の保護を含め、適切に対応し、対応状況については、年2回社内イントラネット等で開示し、周知徹底を図っています。

当社は、監査等委員会監査や内部統制システムの整備・運用状況評価における監査等委員会指摘事項等について、これを尊重し適切に対応しています。

当社の経営監査部は、年次計画に基づき、帝人グループ横断的に内部監査を実施し、適宜、監査結果を取締役会及び監査等委員会に報告しています。

当社は、反社会的勢力への対応方針を企業行動規範に定め、企業倫理月間等で周知徹底を図っています。

2) 損失危機管理に関する運用状況

当社の取締役会は、TRMの基本方針や年次計画の提案及びそのリスクの発現状況や対応状況について、リスクマネジメント・コミティーより報告を受け、重要なリスクに関する管理及び事業継続のための体制整備を行っています。

人事・総務／サステナビリティ管掌は、業務運営リスクの評価及びモニタリングを定期的実施し、リスクの抽出及び対策の妥当性の検証を継続的に行っています。

当社の取締役会等の重要会議体では、社内規程に基づき実施された戦略リスクアセスメント結果を踏まえ、審議案件の評価を行っています。

当社は、事業の継続を確保するため、必要なマニュアル類を整備し、定期的な訓練を実施する等緊急時に備えた態勢を整備しています。

また当社は、「個人情報の保護」及び「情報セキュリティ」について個別に規程を整備するとともに、各種社内教育やセキュリティ強化策を実施し、情報漏洩リスク等の対策に努めています。

3) 効率性確保に関する運用状況

当社は、グループ規程について、社内イントラネットに掲載し、周知徹底を図っています。

当社は、社内規程に基づき、経営機構、職務の分担及び責任と権限の明確化を行い、業務執行の効率的・効果的な運営を図っています。

4) 企業集団内部統制に関する運用状況

当社は、内部統制システムの整備・運用状況に関する自己点検を定期的に行い、帝人グループ各社の規程や会議体及び報告体制を含めた内部統制システムの整備について、継続的に指導を行っています。

当社の監査等委員会は、帝人グループにおける公正かつ効率的な監査活動を推進するため、定期的にグループ監査役会を開催するとともに、会計監査人報告会への出席や業務監査結果報告等を通じて、会計監査人及び経営監査部と緊密な連携を図っています。

5) 情報保存に関する運用状況

当社の取締役は、その職務執行に係る重要な文書を、社内規程に基づき適切に保存し管理しています。

6) 監査等委員会監査の実効性確保に関する運用状況

当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会室員は監査等委員会の指示・命令に基づく監査関連支援業務等に従事しています。

当社の常勤監査等委員は、当社及び主要な子会社の重要な会議体に参加し、当該会議体において、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員から業務執行状況の報告を受けています。

人事・総務／サステナビリティ管掌は、ホットライン等の内部通報を含む、定められた重要事項について、発見次第速やかに、個別にもしくは重要会議体を通じて常勤監査等委員を含めた会議体メンバーへ報告しています。

当社及び子会社の役員及び使用人は、監査等委員会からの要請事項については適切に対応を行い、監査等委員会監査の実効性確保に努めています。

●会社の支配に関する基本方針

(1) **当社の株主の在り方に関する基本方針（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）**

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。従って、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、「企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの」「株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの」「買付の対価が当社の企業価値に鑑み不十分なもの」等も想定されます。このような大量取得行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) **基本方針の実現に資する取り組み**

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を既に実施しています。これらの取り組みは、前記(1)の基本方針の実現にも資するものと考えています。

1) **利益向上に向けた取り組み**

帝人グループは、2026年5月に「帝人グループ 中期経営計画2026-2028」を公表しております。当社の対処すべき課題は、(i)顧客起点型ビジネスでの確かな利益成長、(ii)構造改革による質の高い収益基盤の確立、(iii)顧客起点型ビジネスを支える経営基盤の強化、の3つを掲げ、これら課題に対して取り組んでいます。取り組みの詳細につきましては、第160回定時株主総会招集ご通知の事業報告「1. 帝人グループ(企業集団)の現況に関する事項 (7) 経営方針及び対処すべき課題」をご参照ください。

2) **「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上への取り組み**

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益向上のために不可欠な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題に掲げ取り組んでいます。その具体的内容につきましては前記「(ご参考)コーポレート・ガバナンスの状況」をご参照ください。

(3) **基本方針に照らして不適当な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

当社は、当社株式の大量買付行為を行い、又は行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

なお、前記(2)及び(3)の取り組みは、前記(1)の基本方針に沿うものであります。また、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注1) 本事業報告に記載の金額は、別段の注記があるものを除き、単位未満の端数を四捨五入して表示しています。
(注2) 記載されている商品やサービスの名称等は、帝人グループ又は該当する各社の商標もしくは登録商標です。

連結持分変動計算書

2025年4月 1日から

2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2025年4月1日残高	71,833	105,708	231,726	△11,411
当期利益 (△は損失)	—	—	△88,003	—
その他の包括利益	—	—	—	—
当期包括利益合計	—	—	△88,003	—
自己株式の取得	—	—	—	△5
自己株式の処分	—	△25	—	82
自己株式処分差損の振替	—	193	△193	—
株式報酬費用	—	△175	—	360
配当金	—	—	△9,640	—
非支配株主との取引に係る親会社の所有者に帰属する持分の変動	—	—	—	—
非金融資産等への振替	—	—	—	—
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益への振替	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	4,620	—
その他 (純額)	—	△0	—	—
所有者との取引額等合計	—	△7	△5,214	437
2026年3月31日残高	71,833	105,701	138,509	△10,974

	親会社の所有者に帰属する持分							非支配持分	資本合計	
	その他の資本の構成要素						親会社の所有者に帰属する持分合計			
	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益
2025年4月1日残高	162	8,891	—	930	24,672	34,655	△1,134	431,378	7,164	438,541
当期利益 (△は損失)	—	—	—	—	—	—	—	△88,003	84	△87,920
その他の包括利益	—	3,349	2,468	△2,435	27,398	30,779	—	30,779	8	30,787
当期包括利益合計	—	3,349	2,468	△2,435	27,398	30,779	—	△57,225	91	△57,133
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5	—	△5
自己株式の処分	△57	—	—	—	—	△57	—	0	—	0
自己株式処分差損の振替	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬費用	—	—	—	—	—	—	—	184	—	184
配当金	—	—	—	—	—	—	—	△9,640	△40	△9,681
非支配株主との取引に係る親会社の所有者に帰属する持分の変動	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非金融資産等への振替	—	—	—	△232	—	△232	—	△232	—	△232
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益への振替	—	△161	—	—	△596	△758	758	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	△1,134	△1,134	1,134	—	△3,044	△3,044
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△2,152	△2,468	—	—	△4,620	—	—	—	—
その他 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
所有者との取引額等合計	△57	△2,314	△2,468	△232	△1,730	△6,800	1,891	△9,692	△3,084	△12,777
2026年3月31日残高	105	9,926	—	△1,736	50,339	58,634	758	364,461	4,171	368,631

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社およびその子会社（以下「帝人グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 72社

(2) 主要な連結子会社の名称

Teijin Aramid B.V.、帝人フロンティア(株)、帝人ファーマ(株)

(3) 連結子会社の増減

増加 1社（取得による増加）

減少 23社（株式譲渡、清算等による減少）

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した会社の数 53社

(2) 主要な持分法適用会社の名称

Mylar Specialty Films U.S. Limited Partnership

(3) 持分法適用会社の増減

増加 1社（設立による増加）

減少 5社（株式譲渡、清算等による減少）

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が帝人グループの連結決算日と異なる場合には、連結決算日現在に実施した仮決算に基づく子会社の財務諸表を使用し、連結を行っております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

① 非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

帝人グループは、金融資産のうち償却原価で測定する金融資産はそれらの発生日に当初認識しています。その他のすべての金融資産は、金融商品の契約の当事者になった日に当初認識しています。

金融資産は、当初認識時に以下のとおり分類しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の要件をともに満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

帝人グループでは、売買目的で保有していないすべての資本性金融商品への投資について、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(i) ~ (ii) 以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

金融資産は、原則として、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しています。ただし、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、取引費用は発生時に純損益で認識しています。また、重大な金融要素を含まない営業債権はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき測定しています。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定し、利息は純損益として認識しています。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、または、当該金融商品の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振替えています。ただし、当該金融資産からの配当金については、純損益として認識しています。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額は純損益として認識しています。

(c) 金融資産の認識の中止

帝人グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、または、当該金融資産の保有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、当該金融資産の認識を中止しています。

(d) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産について、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

帝人グループは、期末日毎に各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12ヵ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。信用リスクが著しく増大しているか否かについては、債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるか否かの評価を行う際には、契約上の支払期日の経過情報や債務者の経営成績の悪化の情報等を考慮しています。一定の支払期日の経過があった場合には信用リスクが増大していると判断していますが、期日経過の理由や取引先の財務状況等の情報に基づいて反証可能である場合には、信用リスクの著しい増大は生じていないと判断しています。

金融資産の全体または一部の回収が極めて困難であると判断した場合に債務不履行であると判断しています。

経営状態に重大な問題が生じていない場合は、過去の貸倒実績率等を考慮して予想信用損失を測定しています。債務不履行や財務状況の悪化等により経営状態に重大な問題が生じている場合は、将来の回収可能価額などにに基づき個別に予想信用損失を測定しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産及びリース債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。この際、信用リスク特性ごとに、過去の貸倒実績率を考慮した引当率を帳簿価額に乗じて予想信用損失を測定しています。

なお、いずれの金融資産についても、債務者の破産などによる法的整理の開始等の可能性が高くなった場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しています。

② 非デリバティブ金融負債

帝人グループは、金融負債を発生日に当初認識しており、償却原価で測定しています。当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が履行、免責、取消しまたは失効となった時に認識を中止しています。

③ デリバティブ及びヘッジ会計

帝人グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しています。

ヘッジ会計の適用にあたっては、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際のヘッジ手段とヘッジ対象の関係、及びヘッジ関係の有効性の評価方法についてヘッジ開始時に正式に文書化しています。また、ヘッジ手段として指定したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために有効であるかどうかについて、ヘッジ開始時及びその後も継続的に評価を実施しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その事後的な処理は、以下のとおりです。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しています。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で純損益に振替えています。ヘッジ対象が非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ手段の失効または売却等によりヘッジ会計の要件をもちや満たさなくなった場合には、将来に向かってヘッジ会計の適用を中止しています。ヘッジされた将来キャッシュ・フローがまだ発生すると見込まれる場合は、その他の包括利益に認識されている利得または損失の累積額を引き続きその他の包括利益累計額として認識しています。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合等は、その他の包括利益に認識していた利得または損失の累積額を、直ちに純損益に振替えています。

④ 金融商品の公正価値

報告期間の末日現在で活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格を参照しています。

活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しています。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しています。原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての費用を含んでいます。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しています。

(3) 固定資産の減価償却又は償却方法

① 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び原状回復費用、並びに資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法で計上されています。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～22年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

② 無形資産

無形資産の認識後の測定については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しています。

なお、内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として認識しています。

耐用年数を確定できる無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

販売権	5～15年
ソフトウェア	2～10年
顧客関連資産	11～20年
技術関連資産等	5～11年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、償却を行わず、毎年及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

③ 使用権資産

帝人グループは、契約の締結時に契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたって対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースまたはリースを含んだものであると判定しています。契約がリースであるかまたはリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産を認識しています。

使用権資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリース契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しています。

当初認識後、使用権資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っています。

ただし、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法または他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、帝人グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的義務を有しており、経済的便益を有する資源を流出する可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。

貨幣の時間的価値が重要な場合には、債務を決済するために必要となる支出の現在価値で測定しています。現在価値の算定には、貨幣の時間価値と負債に固有のリスクについて現在の市場の評価を反映した税引前の割引率を用いています。

(5) 収益の計上基準

当社及び連結子会社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

① 商品及び製品の販売

商品及び製品の販売には、マテリアル事業における高機能材料や複合成形材料の販売、繊維・製品事業における繊維製品等の販売、ヘルスケア事業における医薬品や医療機器の販売やその他の事業における再生医療等製品の販売等が含まれます。

このような商品及び製品の販売については、原則として製品の引渡時点にて顧客が当該製品に対する支配を獲得することにより、履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

商品及び製品の販売から生じる収益について、取引価格は顧客との契約に基づき算定しており、リベートを付して販売する場合、取引価格は販売契約における対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しています。

主に繊維・製品事業において、顧客への商品及び製品の販売に関する当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しています。

商品及び製品の販売に対する対価は、製品の引渡時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

② サービスの提供

サービスの提供には、ヘルスケア事業における医療機器レンタルサービスや、その他の事業における工事契約の実施等が含まれます。

このようなサービスの提供については、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しており、履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって、または充足に係る進捗度に基づいて収益を認識しています。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合は、発生した費用の範囲でのみ収益を認識しています。

取引価格は顧客との契約に基づき算定しています。また、サービスの提供に対する対価は、履行義務を充足後、主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートにより帝人グループの各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートにより機能通貨に換算しています。

取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、取得日の為替レートで機能通貨に換算しています。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

当該換算及び決済により生じる換算差額は純損益として認識しています。ただし、発生する損益がその他の包括利益で認識される資産及び負債に関しては、それらから生じる換算差額はその他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートにより、収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均の為替レートにより、それぞれ円貨に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しています。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職後給付

帝人グループは、従業員の退職後給付制度として確定給付制度及び確定拠出制度を採用しています。

(i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。

確定給付制度に係る負債または資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を当該確定給付制度の積立超過額あるいは資産上限額（アセットシーリング）のいずれか低い金額で測定しています。

勤務費用及び確定給付負債または資産の純額に係る利息純額は、発生した期の純損益として認識しています。

過去勤務費用は、即時に発生した期の純損益として認識しています。

確定給付制度に係る負債または資産の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識した後、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振替えています。

(ii) 確定拠出制度

確定拠出制度の退職給付に係る掛金は、従業員が勤務を提供した時点で費用として認識しています。

② 法人所得税費用

当社は、グループ通算制度を適用しており、一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

6. のれんに関する事項

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

のれんは償却を行わず、毎年及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

なお、のれんの減損損失は純損益として認識され、その後の戻入れは行っていません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1. 非金融資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	218,141百万円
のれん	7,897百万円
無形資産	50,967百万円
減損損失	88,940百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

帝人グループは、報告期間の末日において、有形固定資産、無形資産、のれん等の非金融資産が減損している可能性を示す兆候の有無を確認しています。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎年、回収可能価額を見積っています。

回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローや割引率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件（現下の中東問題の影響を含む）や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	13,373百万円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

帝人グループは、繰延税金資産について、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識し、每期回収可能性を見直しています。回収可能性の判断に用いる将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としています。当該事業計画は、将来の販売数量や販売単価の予測等を主要な仮定としており、帝人株式会社における炭素繊維事業の収益改善および、帝人ファーマ株式会社における在宅医療基盤を活かしたヘルスケア事業の成長による収益改善を想定しています。

これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件（現下の中東問題の影響を含む）の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	979,595百万円
2. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	515百万円
その他の金融資産（非流動）	1,006百万円
3. 保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む）	1,041百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度に認識した減損損失88,940百万円は、主に以下の理由によるものです。

(1) トワロン事業に係る固定資産

マテリアルセグメントの連結子会社であるTeijin Aramid B.V.（以下、TABV）が製造するトワロンに関連する固定資産につき、当連結会計年度において、トワロン事業の主力用途での競争激化や為替変動（ユーロ高）も影響し、計画の達成が困難となる見通しとなりました。このため、減損の兆候があると認められ、減損テストを実施した結果、同事業に係る固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損損失（50,354百万円）を連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」にそれぞれ42,289百万円、8,065百万円計上しています。なお、当連結会計年度の連結財務諸表に計上した同資金生成単位の有形固定資産及び無形資産の金額は、それぞれ34,815百万円、2,447百万円です。

減損テストにおける回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しており、公正価値はインカム・アプローチの結果を勘案して決定しています。公正価値ヒエラルキーはレベル3です。インカム・アプローチでは、経営者に承認された事業計画とその後の成長率を基礎にした見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

回収可能価額の算定となる将来キャッシュ・フローは、対象となる製品の需要及び販売予測、原材料価格の予測、人員合理化を含む固定費削減施策及び生産性向上施策によるコストダウン効果の予測などの仮定が含まれており、これらの仮定には高い不確実性を伴い、経営者の見積りや判断に大きく依存しています。

承認された事業計画を超える期間の見積りに用いた成長率は、資金生成単位が属する市場

の長期平均成長率を基礎として決定しております。インカム・アプローチにおいて将来キャッシュ・フローの見積りに使用した成長率は2.0%、前連結会計年度及び当連結会計年度における割引率（税引後）は、それぞれ9.9%及び9.4%です。

(2) 炭素繊維事業に係る固定資産

マテリアルセグメントの当社及び連結子会社であるTeijin Carbon America, Inc.（以下、TCA）が営む炭素繊維事業につき、当連結会計年度において、競争環境の激化に伴う汎用用途を中心とした需給バランスの軟化及び市場価格の低下が継続しており、収益の安定化を図るためにグローバルでの生産体制の見直しを行い、米国の炭素繊維製造拠点の一時休止を決定しました。このため、当社及びTCAが製造する炭素繊維事業の固定資産について、減損の兆候があると認められ、減損テストを実施した結果、同事業に係る固定資産の回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、減損損失（8,156百万円）を連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」にそれぞれ7,883百万円、273百万円計上しています。

回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により算定しております。当該公正価値は、コスト・アプローチを用いて算定された第三者による不動産鑑定評価額等に基づき評価しております。なお、この測定には観察可能でないインプットを使用していることから、公正価値ヒエラルキーはレベル3に分類されます。

(3) 2型糖尿病治療剤の販売権ならびに医薬品ビジネスに係る固定資産

2026年5月に公表した「帝人グループ 中期経営計画2026-2028」に記載の通り、当社は構造改革の一環として、ヘルスケアセグメントにおける希少疾患・難病領域への絞り込みを行う方針に従い、2型糖尿病治療剤の日本における販売権及び医薬品ビジネスに係る固定資産について当連結会計年度に減損テストを実施しました。

これらの減損テストの結果、減損損失（25,400百万円）を認識しました。当該損失については「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」にそれぞれ2,806百万円、22,594百万円計上しています。

なお、2型糖尿病治療剤の販売権ならびに医薬品ビジネスに係る固定資産の減損テストにおける回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しており、公正価値はインカム・アプローチの結果を勘案して決定しています。公正価値ヒエラルキーはレベル3です。

2型糖尿病治療剤の販売権に係る公正価値は、経営者に承認された事業計画を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことにより算定しています。医薬品ビジネスに係る固定資産の公正価値は、経営者に承認された事業計画を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた金額に、見積最終年度の割引係数を用いて算定した残存価値を加算することにより算定しています。

回収可能価額の算定となる将来キャッシュ・フローは、対象となる製品の需要及び販売予測、原材料価格や人件費等の上昇等の仮定が含まれており、これらの仮定には高い不確実性を伴い、経営者の見積りや判断に大きく依存しています。

インカム・アプローチにおいて将来キャッシュ・フローの見積りに使用した成長率はいずれも0.0%であり、当連結会計年度における割引率（税引後）は、2型糖尿病治療剤の販売権ならびに医薬品ビジネスに係る固定資産ともに7.0%です。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

帝人グループは、経営活動を行う過程において保有する金融商品が財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。財務上のリスクには、主に市場リスク（為替リスク、価格リスク、金利リスク、商品価格リスク）、信用リスク、流動性リスクが含まれています。帝人グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク、金利変動リスク等を回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 市場リスク

(i) 為替リスク

帝人グループは、国際的に事業を展開していることから、主に米ドルの為替変動が業績に大きく影響します。帝人グループは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を締結することにより、為替リスクを管理しています。

(ii) 価格リスク

帝人グループの保有する株式は、主に取引関係の強化、業務提携の円滑化及び共同での研究・技術開発の強化等の目的で保有する株式であり、売買目的で保有するものではありません。これらの株式は株価変動のリスクに晒されていますが、定期的に発行体の財務状況等を把握しているほか、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しています。

(iii) 金利リスク

帝人グループの有利子負債は市場金利の変動リスク（市場金利の上昇又は低下リスク）に晒されており、変動金利による有利子負債は、市場金利上昇時に支払利息が増加するリスクがあり、また、固定金利による有利子負債は、市場金利低下時に実質支払利息が増加するリスクがあります。これらの金利リスクを低減するため、固定金利と変動金利のバランスを考慮しつつ、必要に応じて金利スワップをヘッジ手段として利用しています。

(iv) 商品価格リスク

帝人グループは、事業活動においてガスや電力を購入しており、これらの価格変動リスクに晒されています。これらの価格変動リスクをヘッジする目的で、商品先物等のデリバティブを利用しています。

② 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、帝人グループに財務上の損失を発生させるリスクです。帝人グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主に取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、帝人グループは、特定の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

金融資産の信用リスクに係る最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額です。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、帝人グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。帝人グループはキャッシュマネジメントシステムを導入し、グループ内の資金を効率的に活用することにより、適切な返済資金を準備しています。また、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保するほか、コマーシャルペーパーを発行する等、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。長期的な資金の調達手段である長期借入金について、長期資金の調達の実行前に資金計画を作成し、取締役会がこれを承認します。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

① 金融商品の公正価値ヒエラルキー

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の公表価値

レベル2：レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格で構成されたインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプット

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の末日で発生したものとして認識しています。前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1、2及び3の間における振替はありません。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、次の表に含めていません。

	帳簿価額 (百万円)	公正価値 (百万円)
社債及び借入金		
長期借入金	117,534	103,778
社債	84,541	81,650

(注) 上記の金融商品の公正価値はレベル2に分類しています。

償却原価で測定する金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と合理的に近似しています。

(ii) 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と合理的に近似しています。

(iii) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しています。

(iv) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しています。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりです。

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
金融資産				
その他の金融資産				
株式及び出資金	16,818	－	7,656	24,474
デリバティブ資産	－	2,739	－	2,739
合計	16,818	2,739	7,656	27,213
金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ負債	－	8,702	－	8,702
合計	－	8,702	－	8,702

公正価値で測定する主な金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりです。

(i) 株式及び出資金

活発な市場のある株式の公正価値は、市場価格を使用して測定しており、レベル1に分類しています。活発な市場における市場価格が入手できない株式及び出資金の公正価値は、類似会社比較法などの適切な評価技法を使用して測定しており、レベル3に分類しています。

(ii) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

主に外国為替相場や金利等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づいて測定しており、レベル2に分類しています。

公正価値ヒエラルキーレベル3に区分した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりです。

	金額 (百万円)
期首残高	6,595
その他の包括利益に認識された利得(△)	△130
購入	1,410
売却	△3
その他	△217
期末残高	7,656

(注) 1 その他の包括利益に認識された利得および損失は、連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれています。

2 レベル3に区分した金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しています。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しています。

(収益認識に関する注記)

① 収益の分解情報

地域別の収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	マテリアル	繊維・製品	ヘルスケア	計		
日本	49,740	189,864	133,223	372,827	22,645	395,472
中国	69,411	78,537	721	148,669	22,103	170,772
アメリカ	85,791	5,833	112	91,736	338	92,074
アジア	38,317	55,195	1,286	94,798	611	95,409
米州	7,500	734	236	8,470	12	8,482
欧州他	87,819	19,905	2,981	110,705	278	110,982
計	338,579	350,068	138,558	827,205	45,986	873,190

- (注) 1 地域別の売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。
2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電池部材・メンブレン分野、再生医療・埋込医療機器分野等を含んでいます。
3 「米州」は、アメリカを除く北米・中南米諸国です。
4 「欧州他」は、中東・アフリカ・オセアニアを含んでいます。
5 その他の源泉から生じた売上収益の額に重要性がないため、顧客との契約から認識した収益とその他の源泉から生じた売上収益を区分していません。

② 収益を理解するための基礎となる情報

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の「5. 会計方針に関する事項(5) 収益の計上基準」に記載のとおりです。

③ 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がなく、主に1年内の契約であるため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 1,889円22銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期損失 | △456円33銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

1. 報告セグメントの変更

当社は、2026年4月1日付で、組織再編を実施いたしました。

本組織再編により、顧客起点型ビジネスの進展段階に応じた組織運営を行い、顧客起点型ビジネスの深化を図るとともに、素材型ビジネスに関しては素材から顧客・用途起点の組織へと変革を進めてまいります。

これに伴い、当社の報告セグメントは、従来の「マテリアル」「繊維・製品」「ヘルスケア」から、翌連結会計年度より「アパレル&インダストリーズ」「ヘルスケア&ライフソリューションズ」「エレクトロニクス&エナジー」「スペシャリティマテリアルズ」の4区分へ変更することといたしました。

なお、変更後のセグメントによった場合の当連結会計年度の報告セグメントにかかる各項目の金額に関する情報は現在算定中です。

変更後の各セグメントの主要な事業内容は、以下のとおりです。

セグメント	事業内容
アパレル&インダストリーズ	繊維製品等の製造・販売、ポリエステル繊維及び織物の製造・販売等
ヘルスケア&ライフソリューションズ	医薬品及び医療機器の製造・販売、在宅医療サービス、その他ヘルスケア関連製品の製造・販売
エレクトロニクス&エナジー	樹脂の製造・販売、電池部材及びメンブレンの製造・販売
スペシャリティマテリアルズ	アラミド繊維、炭素繊維、複合成形材料の製造・販売

2. 持分法で会計処理されていた投資の譲渡の完了

当社は、2025年8月29日に共同出資者であるDuPont de Nemours, Inc.（以下、DuPont）との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2026年4月1日付で、当社とDuPontの共同支配企業であるデュポン帝人アドバンスドペーパー株式会社およびDuPont Teijin Advanced Papers (Asia) Limitedに係る株式の全てをDuPontに譲渡しました。この結果、2027年3月期第1四半期において、「その他の収益」の関係会社株式売却益として約455億円を計上する予定です。

(ご参考)

連結包括利益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
I 当期利益 (△は損失)	△87,920	30,310
II その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
1 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3,363	638
2 確定給付制度の再測定	2,468	743
3 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△14	△20
純損益に振り替えられることのない項目合計	5,816	1,362
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
1 キャッシュ・フロー・ヘッジ	△2,435	628
2 在外営業活動体の換算差額	27,243	△3,732
3 持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	163	487
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	24,970	△2,617
税引後その他の包括利益合計	30,787	△1,256
III 当期包括利益	△57,133	29,055
当期包括利益の帰属		
1 親会社の所有者	△57,225	27,099
2 非支配持分	91	1,956
当期包括利益	△57,133	29,055

(注1) 本計算書は監査報告書の対象外です。

(注2) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
1 税引前損失 (△)	△74,060	△78,038
2 非継続事業からの税引前利益	—	106,601
3 減価償却費及び償却費	60,315	71,026
4 減損損失	88,940	95,215
5 持分法による投資損益 (△は益)	△1,960	△1,011
6 退職給付に係る資産及び負債の増減額	4,098	△1,012
7 受取利息及び受取配当金	△3,989	△3,555
8 支払利息	6,826	10,427
9 固定資産除売却損益 (△は益)	△1,965	△8,137
10 関係会社株式売却損益 (△は益)	3,027	△102,059
11 営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	8,272	19,998
12 棚卸資産の増減額 (△は増加)	23,879	△10,107
13 営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△7,446	△12,504
14 その他	△2,186	3,907
小 計	103,750	90,751
15 利息及び配当金の受取額	10,099	10,608
16 保険金の受取額	—	517
17 利息の支払額	△7,304	△10,285
18 法人所得税の支払額	△7,891	△21,748
営業活動によるキャッシュ・フロー	98,654	69,843
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1 有形固定資産の取得による支出	△53,514	△57,397
2 有形固定資産の売却による収入	5,847	12,155
3 無形資産の取得による支出	△6,434	△4,029
4 投資の取得による支出	△952	△3,731
5 投資の売却による収入	14,204	12,058
6 投資の売却に係る前受金の受領額	4,687	—
7 短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△1,666	△1,433
8 連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,277	—
9 連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,130	96,071
10 その他	△981	△1,178
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,956	52,517

科 目	当期	(ご参考) 前期
	(自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日)	(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1 短期借入金の純増減額 (△は減少)	8,568	△56,391
2 長期借入れによる収入	—	5,984
3 長期借入金の返済による支出	△65,915	△48,543
4 社債の償還による支出	—	△20,090
5 リース負債の返済による支出	△6,219	△7,030
6 自己株式の取得による支出	△5	△6
7 親会社の所有者への配当金の支払額	△9,640	△7,705
8 非支配持分への配当金の支払額	△40	△678
財務活動によるキャッシュ・フロー	△73,251	△134,459
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	8,707	△1,776
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,847	△13,875
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	107,538	123,212
Ⅶ 売却目的で保有する資産に含まれる現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,782	△1,798
Ⅷ 現金及び現金同等物の期末残高	104,474	107,538

(注1) 本計算書は監査報告書の対象外です。

(注2) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期 2026年3月31日	(ご参考) 前 期 2025年3月31日	科 目	当 期 2026年3月31日	(ご参考) 前 期 2025年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1 現金及び預金	17,306	28,225	1 支払手形	1,216	2,418
2 受取手形	392	592	2 買掛金	11,023	11,505
3 売掛金	31,869	29,461	3 1年内返済予定の長期借入金	10,000	20,000
4 製品	23,396	26,587	4 1年内償還社債	10,000	—
5 原材料	5,380	6,205	5 未払金	9,265	12,187
6 仕掛品	4,021	4,107	6 未払法人税等	635	65
7 貯蔵品	2,696	2,572	7 未払費用	6,280	7,709
8 前払費用	1,183	1,094	8 前受金	2,241	838
9 関係会社短期貸付金	98,124	242,138	9 預り金	10,327	9,538
10 未収入金	9,176	15,638	10 前受収益	17	22
11 その他	1,152	1,688	11 その他	5,695	1,469
12 貸倒引当金	△1,859	△80,234	流動負債合計	66,699	65,751
流動資産合計	192,836	278,075	II 固定負債		
II 固定資産			1 社債	75,000	85,000
1 有形固定資産			2 長期借入金	89,300	132,250
(1) 建物	14,601	15,139	3 繰延税金負債	3,219	—
(2) 構築物	2,368	1,994	4 退職給付引当金	14,546	13,626
(3) 機械及び装置	25,016	16,671	5 債務保証損失引当金	24,963	16,741
(4) 船舶	0	0	6 長期預り金	762	901
(5) 車輛運搬具	26	24	7 長期未払金	261	271
(6) 工具、器具及び備品	1,819	1,726	8 その他	651	1,239
(7) 土地	25,836	28,030	固定負債合計	208,701	250,027
(8) リース資産	38	47	負債合計	275,401	315,779
(9) 建設仮勘定	1,703	8,703	(純資産の部)		
有形固定資産合計	71,407	72,333	I 株主資本		
2 無形固定資産			1 資本金	71,833	71,833
(1) 特許権	17	19	2 資本剰余金		
(2) ソフトウェア	3,345	3,252	(1) 資本準備金	102,341	102,341
(3) リース資産	25	33	(2) その他資本剰余金	—	—
(4) その他	179	96	資本剰余金合計	102,341	102,341
無形固定資産合計	3,567	3,400	3 利益剰余金		
3 投資その他の資産			(1) 利益準備金	17,697	17,697
(1) 投資有価証券	13,908	11,605	(2) その他利益剰余金		
(2) 関係会社株式	179,452	162,589	資産圧縮積立金	7,170	8,074
(3) 出資金	6	6	繰越利益剰余金	72,403	89,491
(4) 関係会社出資金	50,558	50,558	利益剰余金合計	97,270	115,262
(5) 関係会社長期貸付金	7,629	7,671	4 自己株式	△10,974	△11,411
(6) 長期前払費用	1,315	1,433	株主資本合計	260,469	278,025
(7) 前払年金費用	6,349	6,322	II 評価・換算差額等		
(8) 繰延税金資産	—	521	1 その他有価証券評価差額金	7,145	5,732
(9) その他	12,675	12,924	2 繰延ヘッジ損益	△3,475	△1
(10) 貸倒引当金	△59	△7,740	評価・換算差額等合計	3,669	5,732
投資その他の資産合計	271,834	245,889	III 新株予約権	105	162
固定資産合計	346,808	321,622	純資産合計	264,244	283,919
資産合計	539,644	599,697	負債・純資産合計	539,644	599,697

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	当期 (2025年4月 1日～ 2026年3月31日)		(ご参考) 前期 (2024年4月 1日～ 2025年3月31日)	
I 売上高				
1 製品売上高	105,425		104,418	
2 ロイヤリティー収入	6,847		5,853	
3 経営管理料	1,941		2,461	
4 不動産賃貸収入	1,445	115,659	1,723	114,455
II 売上原価				
1 製品売上原価	84,413		83,348	
2 ロイヤリティー原価	306		580	
3 不動産賃貸原価	852	85,571	704	84,632
売上総利益		30,088		29,823
III 販売費及び一般管理費 営業損失 (△)	39,072	39,072	40,747	40,747
		△8,984		△10,924
IV 営業外収益				
1 受取利息	4,601		6,217	
2 受取配当金	44,739		17,206	
3 雑収入	1,489	50,830	378	23,801
V 営業外費用				
1 支払利息	2,377		3,259	
2 社債利息	510		509	
3 金融手数料	55		158	
4 為替差損	205		879	
5 遊休資産維持管理費用	257		293	
6 投資事業組合運用損	54		942	
7 雑損失	39	3,497	120	6,160
経常利益		38,349		6,718
VI 特別利益				
1 固定資産売却益	3,892		10,487	
2 投資有価証券売却益	500		1,634	
3 関係会社株式売却益	2,344		130,194	
4 貸倒引当金戻入額	85,380		12	
5 債務保証損失引当金戻入額	6,484		20,021	
6 その他	1,009	99,608	162	162,510

科 目	当期 (2025年4月 1日～ 2026年3月31日)		(ご参考) 前期 (2024年4月 1日～ 2025年3月31日)	
	Ⅶ 特別損失			
1 固定資産除売却損	667		1,225	
2 貸倒引当金繰入額	517		85,887	
3 債務保証損失引当金繰入額	41,491		11,873	
4 投資有価証券評価損	44		81	
5 関係会社株式評価損	93,498		67,661	
6 減損損失	4,128		3,428	
7 その他	1,420	141,765	2,953	173,108
税引前当期純損失 (△)		△3,808		△3,880
法人税、住民税及び事業税	△261		△3,180	
法人税等調整額	4,613	4,351	△644	△3,824
当期純損失 (△)		△8,159		△56

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

株主資本等変動計算書

2025年4月 1日から
2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	71,833	102,341	—	17,697	8,074	89,491	△11,411	278,025
当期変動額								
剰余金の配当						△9,640		△9,640
資産圧縮積立金の取崩					△905	905		—
当期純損失 (△)						△8,159		△8,159
自己株式の取得							△5	△5
自己株式の処分			△25				82	57
譲渡制限付株式報酬			△168				360	192
自己株式処分差損の振替			193			△193		—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△905	△17,088	437	△17,556
当期末残高	71,833	102,341	—	17,697	7,170	72,403	△10,974	260,469

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益		
当期首残高	5,732	△1	162	283,919
当期変動額				
剰余金の配当				△9,640
資産圧縮積立金の取崩				—
当期純損失 (△)				△8,159
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				57
譲渡制限付株式報酬				192
自己株式処分差損の振替				—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,412	△3,475	△57	△2,119
当期変動額合計	1,412	△3,475	△57	△19,675
当期末残高	7,145	△3,475	105	264,244

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づいています。
 - (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を繰入計上しています。
 - (2) 債務保証損失引当金
子会社等への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を繰入計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

ただし、確定拠出年金制度移行前の退職従業員の確定給付企業年金制度に係る数理計算上の差異は、発生時における対象者の平均残余支給期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しています。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識していますが、国内の販売においては、出荷時点から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しています。

ロイヤリティーに係る収益は、顧客との契約に基づいて製品の製造又は販売における商標又は技術ノウハウ等の知的財産のライセンスを供与する履行義務を負っています。当該契約に係る顧客の売上高等の発生を履行義務の充足とし、その発生に応じて収益を認識しています。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建営業債権債務、外貨建予定取引及び外貨建投融資
通貨スワップ	借入金、貸付金、社債
金利スワップ	同 上

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「財務規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計額等を基礎として判定しています。

(5) その他

ヘッジ取引は、社内権限規程に基づき決済等の事務処理も含めて財務部が実施しています。

また、定期的にCFOに対して、ヘッジ取引の実績報告を行っています。

9. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。

(2) 帝人株式会社を親会社とするグループ通算制度を適用しています。

(表示方法の変更に関する注記)

1. デリバティブ評価益

前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「デリバティブ評価益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「雑収入」に含めて記載することとしました。この結果、前事業年度において、「営業外収益」の「デリバティブ評価益」に表示していた18百万円は、「雑収入」として組み替えています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	71,407百万円
無形固定資産	3,567百万円
減損損失	4,128百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、事業年度末において有形固定資産及び無形固定資産が減損している可能性を示す兆候の有無を確認しています。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っています。回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローや割引率等について一定の仮定を設定しています。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があります。見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（総額）	8,688百万円
繰延税金負債（総額）	△11,907百万円
繰延税金負債（純額）	△3,219百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

3. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	179,452百万円
関係会社出資金	50,558百万円
関係会社株式評価損	93,498百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金について、取得価額をもって貸借対照表価額とし、対象会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したと認められる場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理する方針としています。関係会社株式及び関係会社出資金の評価は、対象会社の事業計画を基礎としています。当該事業計画は、将来の販売数量や販売単価の予測等を主要な仮定としています。これらの仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件の変化等によって影響を受ける可能性があります。見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 243,653百万円 |
| 2. 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から
控除している税法に基づく圧縮累計額 | 2,487百万円 |
| 3. 保証債務等 | |
| 保証債務（保証予約、経営指導念書等を含む） | 21,834百万円 |
| （内他者による再保証額） | 138百万円 |
| 当社は、一部の連結子会社における得意先への製品供給義務の履行を確実にするために、当該連結子会社に対して財務上、経営上及び技術的な支援とサポートを提供すること等を約した経営指導念書を当該得意先へ差し入れています。 | |
| 4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| (1) 短期金銭債権 | 24,765百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 14,591百万円 |

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 53,652百万円 |
| 仕入高 | 11,189百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 49,137百万円 |
| 2. 法人税、住民税及び事業税に含まれる
国際最低課税額に対する法人税等の金額 | 53百万円 |
| 3. 減損損失 | |
| 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失4,128百万円を計上しました。 | |

場 所	用 途	種 類	減損損失（百万円）
静岡県駿東郡長泉町等	マテリアル事業	機械装置等	2,378
その他	—	—	1,750

当社は、継続的に損益を把握している事業部門を単位として資産のグルーピングを行っています。また、事業の用に供していない遊休資産等については個別に取り扱っています。

当事業年度において、経済環境の悪化に伴う市況の低迷等により、上記事業用資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（4,128百万円）として特別損失に計上しました。

回収可能価額は、主に正味売却価額により測定をしており、対象資産の再調達価格及び同資産に対する物理的、機能的、経済的な減価要素を考慮した外部鑑定士による評価額を使用しています。

4. 貸倒引当金戻入額、債務保証損失引当金戻入額、債務保証損失引当金繰入額、関係会社株式評価損

主に関係会社株式譲渡に関する以下の損益を計上しています。

当社の連結子会社であるTeijin Holdings USA, Inc.（以下、THUS）が所有するTeijin Automotive Technologies NA Holdings Corp.（以下、TAT）株式について、Stork BidCo Inc.への譲渡が完了しました。

本譲渡に伴い、TAT に対する保証債務を履行し、債務保証損失引当金繰入額 を26,785 百万円計上しました。

また、THUSの当社に対する債務（借入金）の株式化（デット・エクイティ・スワップ）を行った結果、貸倒引当金戻入額を85,380百万円、債務保証損失引当金戻入額を6,484百万円計上するとともに、関係会社株式評価損を61,986百万円計上しました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数

普通株式

5,037,805株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
未払賞与	1,478
貸倒引当金	601
固定資産償却限度超過額	8,002
投資有価証券等評価損	103,814
退職給付引当金	3,706
債務保証損失引当金	7,817
繰延ヘッジ損益	1,519
繰越欠損金	9,262
その他	1,416
繰延税金資産 小計	137,614
評価性引当額	△128,926
繰延税金資産 合計	8,688
繰延税金負債との相殺	△8,688
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,254
土地評価差額	△4,374
資産圧縮積立金	△2,671
負債調整勘定	△41
その他	△1,567
繰延税金負債 合計	△11,907
繰延税金資産との相殺	8,688
繰延税金負債の純額	△3,219

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	Teijin Holdings USA, Inc.	直接保有 100	—	債務の保証	債務の保証	25,176	関係会社長期貸付金	7,629
					グループファイナンス	77,750		
子会社	Teijin Holdings Europe B.V.	直接保有 100	役員の兼任 1人	債務の保証	債務の保証	18,883	関係会社短期貸付金	48,873
					グループファイナンス	3,996		
子会社	帝人ファーマ(株)	直接保有 100	役員の兼任 1人	ロイヤリティー等 の徴収 設備の貸与	グループファイナンス	70,730	関係会社短期貸付金	41,512
					増資の引受	50,000	関係会社有価証券	74,621

- (注1) グループファイナンス、利息の受取、資金の貸付、債務の保証、保証の受入は、当社の内部規程である「グループ投融資規程」に基づき決定しています。
- (注2) グループファイナンスについては、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。
- (注3) 子会社等への債務保証に対し、合計24,963百万円の債務保証損失引当金を計上しています。また、当事業年度において合計41,491百万円の債務保証損失引当金繰入額を、合計6,484百万円の債務保証損失引当金戻入額を計上しています。
- (注4) 子会社等への貸倒懸念債権に対し、合計1,918百万円の貸倒引当金を計上しています。当事業年度において合計517百万円の貸倒引当金繰入額を、合計85,380百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。
- (注5) ロイヤリティー収入、製品の売上については、市場価格及び一般的な取引条件を勘案して決定しています。
- (注6) 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による関係会社短期貸付金の現物出資であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,369円19銭
2. 1株当たり当期純損失	△42円31銭

(重要な後発事象に関する注記)

関係会社株式の譲渡

当社は、2025年8月29日に共同出資者であるDuPont de Nemours, Inc.（以下、DuPont）との間で締結した株式譲渡契約に基づき、2026年4月1日付で、当社とDuPontの共同支配企業であるデュポン帝人アドバンスドペーパー株式会社およびDuPont Teijin Advanced Papers (Asia) Limitedに係る株式の全てをDuPontに譲渡しました。この結果、2027年3月期第1四半期において、関係会社株式売却益を特別利益として約419億円計上する予定です。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制適用会社になります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

帝人株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋 史
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 義 弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 宏 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝人株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上